

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：割賦販売法施行令

規制の名称：割賦販売法の指定役務等への美容医療の追加

規制の区分：新設、**改正（拡充、緩和）**、廃止

担当部局：経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

評価実施時期：令和6年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時からベースラインの変更はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じておらず、想定していなかった影響も発現していないことから、引き続き必要と考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

遵守費用として、割賦販売業者、ローン提携販売業者には、取引条件の表示及び書面交付を行うための費用や義務を遵守するための自社内での従業員教育や社内規程の修正・周知等に要する費用が発生しているが、当該費用は事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。

また、個別信用購入あっせん業者には、クーリング・オフ等の対応費用が発生しているが、当該費用は事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に想定した政令改正に伴う周知の費用や、報告徴収・立入検査等の監督権限を行使することに伴う費用が発生したが、それぞれの取組に係る費用は事案ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。ただし、割賦販売法における監督対象の取引に一類型が追加されたに過ぎないため、監督にかかる費用の増加は限定的である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

指定役務・指定権利への美容医療の追加により、消費者への契約内容の書面交付、美容医療役務におけるクレジット契約の解約・返金等が適切に実施され、より消費者の保護が図られた等の効果はあったと推察される。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制により、消費者に対する書面交付、クレジット契約の解約・返金等による効果が推察されるが、これを金銭価値化して把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

—

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

④「遵守費用」の把握及び⑤「行政費用」の把握で示したとおり、費用負担が一部発生しているものの、⑥「効果（定量化）の把握」及び⑦「便益（金銭価値化）」の把握に示した効果・便益は、自社割賦、ローン提携販売及び個別信用購入あっせんの健全な取引環境、消費者利益の保護という割賦販売法の法目的に合致しており、今後も同様の効果・便益が発生すると考えられることから、当該措置を継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：割賦販売法施行令

規制の名称：割賦販売法の指定役務等への美容医療の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課

評価実施時期：平成29年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

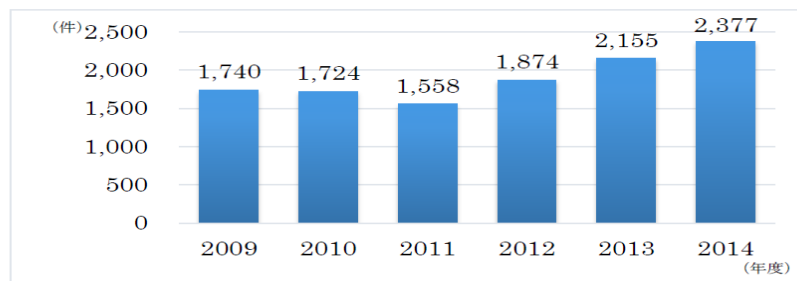
「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

美容医療サービスの消費生活相談件数は近年増加傾向にあり、独立行政法人国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）に登録されたものだけで、2011年度の1558件に対し、2014年度の2337件と約1.5倍に増加している。

平成29年12月から、特定商取引に関する法律の特定継続的役務に美容医療が追加され、誇大広告や不当な勧誘行為が禁止されると共に、役務のクーリング・オフをすることが可能となるため、苦情件数の増加に歯止めがかかることが期待される。しかしながら、美容医療サービスの契約にはクレジットによる分割払いが用いられることもあり、割賦販売法において必要な措置がなされない限り、美容医療サービスの契約を解除しても、クレジット契約に基づくクレジット会社への支払を止めることができない、又はクレジット会社との間で適切な解約金等の積算ができない等の事態が生じ、結果として苦情の件数が高止まりする恐れがある。

このため、現状の2000件程度を美容医療に関する苦情件数のベースラインとする。

○美容医療サービスに関する消費者相談の件数



(注) PIO-NETの消費生活相談情報（2015年3月31日までの登録分）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（課題及びその発生原因）

上記のとおり、美容医療サービスに対する苦情が引き続き増加する場合、今後も同様の消費者被害が生じるおそれがある。

これらの苦情の原因は、説明・広告内容と役務内容の不一致、説明が不十分、問題のある勧誘行為、利用金額と請求金額の相違、請求金額の妥当性と多岐に渡るが、クレジット契約の誘因性や複雑性、消費者が役務提供者とクレジット会社との間で別々の契約関係に置かれることが一因となっているケースも考えられる。

（規制以外の政策手段の内容）

非規制による課題解決として、業界団体等において消費者保護に向けたガイドライン作成を作成し、自主的にその遵守を図るという取組も考えられるが、ガイドラインには強制力がなく、また、業界団体に加盟していない者には適用義務も生じないため、苦情の原因となる消費者トラブルの発生を防止することが難しい。

（規制の内容）

上記課題を解決するため、美容医療サービスを割賦販売法の指定役務・指定権利に追加することが考えられる。

割賦販売法の適用範囲は、販売業者又は役務提供者が自ら与信を行う自社クレジットについては対象となる商品、権利又は役務について指定制が取られており、他方、信用購入あっせん業者が与信を行う他社クレジットについては、対象となる権利について指定制が取られており、同法の政令別表で指定された商品、権利又は役務のみが適用対象となる。

美容医療サービスに係るクレジット取引に割賦販売法が適用されれば、同法の消費者保護規定として、自社クレジットについては契約前の取引条件の表示、契約時の書面交付、損害賠償等の額の制限等、他社クレジットについては自社クレジットと同種の規定に加え、消費者が分割払いで商品又は権利の購入若しくは役務の提供を受ける際の消費者に対する過剰与信防止のための審査、商品又は権利の購入若しくは役務の提供にかかる契約を解約した際のクレジット契約に対する抗弁権の接続、クレジット契約に基づく損害賠償等の額の制限等といった規制が適用される。これら消費者保護規定が適用されることにより、美容医療サービスの消費者トラブルの減少につながると考えられる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（「遵守費用」について）

自社クレジットの場合、美容医療サービス提供事業者が取引条件の表示および書面交付を行うための費用が発生する。具体的には、取引条件の表示については、例えば店頭にて取引条件を記載した印刷物を掲示するための印刷物の作成費用が発生する。書面交付については、取引ごとに、書面の作成費用が発生する。また、上記義務を遵守するための自社内での従業員教育や社内規程の修正・周知等に要する費用が発生する。

他社クレジットの場合、信用購入あっせん業者に上記と同様の費用が発生することに加え、過剰与信防止のための審査を行うための費用、支払停止の抗弁への対応等に伴う費用、行政への登録に要する費用が発生する。そのほか、ローン提携販売については、支払停止の抗弁への対応に要する費用が発生する。また、上記義務を遵守するための自社内での従業員教育や社内規定の修正・周知等に要する費用が発生する。美容医療サービス提供事業者に発生する費用は、取引条件の表示及び書面交付を行うための費用が発生する。

（「行政費用」について）

政令改正に伴う周知（説明会の開催、HPの掲載等）の費用が発生する。また、他社クレジットにおいてはクレジット会社（信用購入あっせん業者）に対して登録制を採用しているため、監督権限（報告徴収、立入検査等）を行使することに伴う費用が発生する。（ただし、割賦販売法における監督業態の一類型が追加されるに過ぎないため、監督にかかる費用の増加は限定的であると考えられる。）

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制対象拡大のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

現状、約 2300 件（平成 26 年度）を超える苦情・相談があるところ、美容医療サービスに係るクレジット取引に対して割賦販売法に定める消費者保護規定が適用されることにより、利用金額と請求金額の相違の解消、請求金額の妥当性の担保、及びクレジット契約の解約・返金が適切に行われ、消費者被害及び苦情の低減が期待される。その結果、より安全・安心な取引環境が整備され、クレジット取引の健全な発展が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

美容医療に関して、2014 年度に寄せられた相談の契約購入金額の合計額は約 13 億円である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制対象拡大のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制の導入の結果、美容医療サービス提供事業者及び信用購入あっせん業者の事業運営コストが増加する可能性があるものの、本規制の内容はこれまで同法の指定の対象外であつ

た商品・サービス等のうち、PIO-NET 登録件数の多い美容医療サービスに限定するものである。本規制は消費者被害・苦情の低減を達成するために必要最低限度のものであり、事業者への影響も限定的であると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、美容医療サービス提供事業者及び信用購入あっせん業者において一定の遵守費用が発生し、事業運営コストが上昇するものの、その規模は限定的と見込まれる。

一方で、本規制が導入されれば、2000件を超える消費者相談が寄せられている美容医療サービスに係るクレジット取引が適正化し、消費者被害及び苦情が低減することを通じ、クレジット取引の健全な発達、ひいては国民経済の発展に寄与することとなる。

以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制を内容とするガイドラインを策定し、美容医療サービスを行う販売又は役務提供事業者及び信用購入あっせん業者に対して、クレジット契約条件についての書面交付や、クレジット契約が解約された場合の適切な解約、返金の対応の担保を求めることが考えられる。

この場合、ガイドライン自体が強制力を持たないため、事業者ごとの任意の措置としての対応を求めることとなり、事業者に一律の措置を求めることは困難となる。これにより期待される便益である消費者被害及び苦情の低減は十分とは言いがたく、妥当とは考えられない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

消費経済審議会における議論の参考として活用予定。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正割賦販売法及び本施行規則の施行後 5 年（平成 35 年）を経過した場合において、改正割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

美容医療サービスに関する相談件数の推移を確認する（PIO-NETに登録されたものを想定）。